第二十一条各項の報告の文書	実効線量の限度又は等価線量の限度を超えて被ばくした場合その他の緊急時等に関する報告の文書	五年	
第二十四条第一項第四号又は第五号の記録の文書	放射線業務に従事した職員の作業内容等の記録の文書 管理区域の線量当量率等の測定の結果の記録の文書		
第十一条第二項の記録の文書	エックス線装置又は電子顕微鏡の定期検査の結果の記録の文書	三年	
第十二条の届出の文書	エックス線装置届 構造図 エックス線装置の設置又は変更に係る検査の記録の写し		
第二十七条第二項の報告の文書	放射線障害防止管理規程の作成又は変更の報告の文書	報告に係る規程の効力が失われる日に係る特定日以後一年	
第三条第一項の申出の文書	危険有害業務の就業制限に係る申出の文書	申出に係る期間の末日の翌日に係る特定日以後三年	廃棄
第四条、第六条第一項又は第九条ただし書の請求の文書	深夜勤務又は時間外勤務の制限に係る請求の文書 業務の軽減の措置又は他の軽易な業務に就かせる措置に係る請求の文書 産後の就業に係る請求の文書	請求に係る期間の末日の翌日に係る特定日以後三年	
第六条第二項の承認に関する文書	人事院規則一〇―七（女子職員及び年少職員の健康、安全及び福祉）第六条第二項の規定に基づく勤務を要しない時間管理簿	承認に係る期間の末日の翌日に係る特定日以後三年	
第六条第三項の記録の文書	伝染病の予防の措置の記録の文書 船内で救急患者が発生した場合の措置の記録の文書	三年	廃棄
第七条第一項の就業の禁止の文書の写し	就業の禁止の文書の写し	就業禁止期間の末日の翌日に係る特定日以後三年	
第三条第一項の指名の文書の写し	船員危害防止主任者の指名の文書の写し	指名が解除される日に係る特定日以後一年	
第六条、第九条又は第十条（これらの規定を第十三条において準用する場合を含む。）の請求の文書	深夜勤務制限請求書 超過勤務制限請求書	三年	廃棄
第七条第二項又は第十一条第二項若しくは第四項（これらの規定を第十三条において準用する場合を含む。）の通知の文書の写し	深夜勤務の制限の請求に係る通知の文書の写し 超過勤務の制限の請求に係る通知の文書の写し 超過勤務制限開始日の変更に係る通知の文書の写し		
第八条第三項又は第十二条第三項（これらの規定を第十三条において準用する場合を含む。）の届出の文書	深夜勤務の制限に係る育児又は介護の状況変更届 超過勤務の制限に係る育児又は介護の状況変更届		

規則一〇―七（女子職員及び年少職員の健康、安全及び福祉）

規則一〇―八（船員である職員に係る保健及び安全保持の特例）

規則一〇―一一（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限）